

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

道人事委員会規則

○へき地手当に関する規則等の一部を改正する等の規則……………	1
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………	5
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	5
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………	5

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	6
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	6
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	6

道 人 事 委 員 会 規 則

へき地手当に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1360

へき地手当に関する規則等の一部を改正する等の規則

(へき地手当に関する規則の一部改正)

第1条 へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(地域手当に関する規則の一部改正)

第3条 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員の処遇に関する規則の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員の処遇に関する規則（北海道人事委員会規則16-0）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「次に定めるところによる」を「一般の派遣職員が、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第6条第4項の規定により標準号俸数（道職員給与条例第5条第5項、学校職員給与条例第6条第5項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第6条第5項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとし、給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）第29条の8第1項第3号に掲げる職員であるものとする」に改め、同項各号を削る。

(平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則等の廃止)

第5条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1094）
- (2) 職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（北海道人事委員会規則7-1100）
- (3) 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）
- (4) 平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293）
- (5) 平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1310）
- (6) 平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1328）
- (7) 平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則（北海道人事委員会規則7-1354）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1361

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1 向陽学院及び大沼学園の項の次に次のように加える。

北海道立の高等学校及び中等教育学校	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育（人事委員会の定めるものに限る。）に直接従事することを本務とする職員	1
-------------------	--	---

別表第1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の項第1号中「第81条に定める」を「第81条第2項及び第3項に規定する」に改め、同項第2号中「（昭和22年文部省令第11号）」を削り、同表市町村立の特別支援学校の項を次のように改める。

市町村立の高等学校	学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程による教育（人事委員会の定めるものに限る。）に直接従事することを本務とする職員	1
-----------	---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1362

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第1 アの表本庁の項中「空港戦略推進監」を「空港戦略推進監
アイヌ政策監」に改め、同表総合振

興局及び振興局の項中「耕地出張所次長」を「耕地出張所次長
耕地出張所工事次長」に改め、同表高等技術専門学院の項中「又は3種」を削り、同表障害者職業能力開発校の項中

「

次長	3種
----	----

」を削り、同表農業大学校の項中

「

教務課長	4種
総務課長 主任講師	5種

」を

「

課長	4種
主任講師	5種

」に改める。

別表第1 イの表本庁の項中「新しい高校づくり推進室長」を削り、同表美術館の項に次のように加える。

学芸統括官	5種
-------	----

別表第1 オの表中

「

主幹	4種
----	----

」を

「

事務局長	1種
主幹	4種

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1363

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第13条の2に次の1号を加える。

(5) 寒冷地手当 当該手当の月額

第22条の2第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 寒冷地手当 当該手当の月額

附則第5項から第16項までを削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第9条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者様	勤務庁（勤務学校）名			
	職名		氏名	

{ 道職員給与条例第10条
学校職員給与条例第10条
警察職員給与条例第12条 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由〈該当する□にレ印を付けること〉							
☐ 1 新たに職員となった							
☐ 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある							
☐ 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）							
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 （別居の場合は住所）	所得の年額		届出事実の 発生日年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
記入上の注意							
1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。							
2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。							
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。							
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。							

参考 〈上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が道職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用職員であって、別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。〉

（A 4（210mm×297mm）縦型）

別記第2号様式（第10条及び第10条の2関係）

扶 養 手 当 認 定 簿

氏名	
----	--

1 扶養手当の月額認定（支給額の改定）

支給開始（終了）・ 支給額改定時期	認定扶養親族 （子以外）	認定扶養親族 （子）	うち加算措置対象	扶養手当 の月額	認定等の 事由	任命権者の 決定（改定）欄	決 裁 欄			
						決定年月日 職名 氏名 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				
年 月分 { から } { まで }	人	人	人	円		年 月 日 印				

（表）

（A 4（210mm×297mm）縦型）

2 扶養親族の状況

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

扶養親族 の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出提出 (受理) 年月日	届出事 発生日	届出の 事由	支給の 始期・終期 (満22歳年度末)
	配偶者	年月日	年月日	年月日		年月分 から
			年月日	年月日		年月分 まで
			年月日	年月日		年月分 から
			年月日	年月日		年月分 まで
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 から
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 まで () (3)
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 から
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 まで () (3)
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 から
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 まで () (3)
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 から
		年月日 (年月～)	年月日	年月日		年月分 まで () (3)

3 事後の確認

確認 職名	年月日 氏名	日印	確認 職名	年月日 氏名	日印	確認 職名	年月日 氏名	日印
	年月日			年月日			年月日	
	年月日			年月日			年月日	
	年月日			年月日			年月日	

年月日	年月日	年月日
年月日	年月日	年月日

<記入上の注意>

1 「生年月日（加算開始時期）」欄には、加算措置の対象となる者について、加算開始の時期を括弧内に記入する。

2 「届出提出（受理）年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を括弧書きで付記する。

3 「支給の始期・終期（満22歳年度末）」欄の括弧内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。

4 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出（受理）年月日」欄及び「届出事実の発生日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。

（裏）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 鍛 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1364

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第1号中「第2項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日」とあるのは「を道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とを削り、同項第2号中「第2項中「給料」を「前項中「給料」に改め、「、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに道職員給与条例」とあるのは「に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに道職員給与条例」とを削り、同項第3号中「第2項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、

「、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日」とあるのは「を道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とを削り、同項を同条第3項とする。

附則第7項を削る。

別表イの表札幌の項中

「	蘭越町目名町 蘭越町港町	倶知安警察署目名駐在所 倶知安警察署港駐在所	1級地	を
「	蘭越町港町	倶知安警察署港駐在所	1級地	に

改め、同表旭川の項中「利尻町杓形字日出町」を「利尻町杓形字泉町」に、「中川町字中川市街」を「中川町字中川」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則13－100

地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

- (1) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）第7条第2項第1号
- (2) 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）第7条第2項第1号
- (3) 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－284）第13条の2第5号

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則14－74

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「空港戦略推進監」を「空港戦略推進監 アイヌ政策監」に、「部室次長」を「部室次長 局室次長」に、「、行政改革大綱の策定及び推進又はPDCAサイクルに基づく行財政運営基本システムを推進管理し、組織、定数若しくは予算の配分に係る調整」を「又は行政改革大綱の策定及び推進」に、「政策局（研究法人室を除く。）の参事（総合教育推進室長の下に置かれるものを除く。）の命を受け担任の事務を処理する主査」を「政策局（研究法人室を除く。）の参事（総合教育推進室長の下に置かれるものを除く。）の命を受け担任の事務を処理する主査 計画推進課のPDCAサイクルに基づく行財政運営基本システムを推進管理し、組織、定数若しくは予算の配分に係る調整の事務を担当する主査」に改め、同項総合振興局の事項中「担当部長」を「担当部長 部、室又は課に属さない主幹」に改め、「庶務、人事服務又は勤務条件に係る事務を担当する」を削り、同項振興局の事項中「担当部長」を「担当部長 部、室又は課に属さない主幹」に改め、同項障害者職業能力開発校の事項中「次長」を削り、同表教育庁の項本庁の事項中「室長」を削り、同項近代美術館の事項中「総務企画課長」を「総務企画課長 学芸統括官」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則23－3

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「空港戦略推進監」を「空港戦略推進監 アイヌ政策監」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

胆振総合振興局の項中

「伊達市大滝区大成町 伊達市学校給食センター大滝区調理場 2」及び

「むかわ町穂別富内 富内小学校 3」を削り、日

高振興局の項中

「日高町字正和 里平小学校 3」を削り、檜

山振興局の項中

「厚沢部町鶉町 鶉中学校 1」、

「厚沢部町館町 館中学校 1」及び

「せたな町瀬棚区西大里 馬場川小学校 2」を削り、上

川総合振興局の項中「富良野市字南麓郷中」を「富良野市字南麓郷」に改め、

「美瑛町字朗根内町内 明德中学校 2」を削り、留

萌振興局の項中

「留萌市春日町1丁目 北光中学校 1」を削り、宗

谷総合振興局の項中「利尻富士町鬼脇字清川 利尻富士町鬼脇字清川 利尻富士町鬼脇字清川」を「利尻富士町鬼脇字清川 利尻富士町鬼脇字清川」に改め、オホー

ツク総合振興局の項中

「北見市留辺蘂町丸山 瑞穂小学校 3」、
「北見市留辺蘂町丸山 瑞穂中学校 3」

「清里町緑町 緑町小学校 2」、

「小清水町字小清水 小清水高等学校 1」及び

「湧別町芭露 芭露小学校 2」を削り、「湖

陵中学校」を「芭露学園」に、「湧別町南兵村三区」を「湧別町北兵村三区」に改め、

「興部町字沙留 沙留中学校 1」を削り、十

勝総合振興局の項中

「上士幌町字居辺東6線 萩ヶ岡小学校 2」を削り、釧

路総合振興局の項中「浜中町浜中東6線」を「浜中町浜中桜東」に改め、根室振興局の項中

「羅臼町八木浜町 春松中学校 2」を削り、「羅

臼中学校」を「知床未来中学校」に改める。

北海道人事委員会告示第2号

平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

空知総合振興局の項中

「岩見沢市北村赤川 岩見沢市立学校給食北村共同調理所」を削り、留

萌振興局の項中「留萌千望高等学校」を「留萌高等学校」に改め、

「留萌市東雲町1丁目 留萌高等学校」を削り、根

室振興局の項中

「根室市栄町1丁目 根室市花咲学校給食共同調理場」を削る。

北海道人事委員会告示第3号

平成27年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

空知総合振興局の項中「月形町
月形町」を「月形町字赤川
月形町」に改め、上川総合振興局の項中

「士別市中士別町7線東
中士別小学校」を削る。
